【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　発行者が内国会社である場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）第二号様式

二　発行者が内国会社であつて法第五条第二項の規定による有価証券届出書を提出しようとする場合　第二号の五様式

三　発行者が内国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき（前号に掲げる場合を除く。）　第二号の六様式

四　発行者が外国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第七号様式

五　発行者が外国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき　第七号の四様式

２　前項の規定にかかわらず、本邦の金融商品取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により、有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当しない場合　第二号の四様式

二　当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当する場合　第二号の七様式

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　発行者が内国会社である場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）第二号様式

二　発行者が内国会社であつて法第五条第二項の規定による有価証券届出書を提出しようとする場合　第二号の五様式

三　発行者が内国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき（前号に掲げる場合を除く。）　第二号の六様式

四　発行者が外国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第七号様式

五　発行者が外国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき　第七号の四様式

２　前項の規定にかかわらず、本邦の金融商品取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により、有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当しない場合　第二号の四様式

二　当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当する場合　第二号の七様式

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　発行者が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）第二号様式

二　発行者が内国会社であつて法第五条第二項の規定による有価証券届出書を提出しようとする場合　第二号の五様式

（三　新設）

三　発行者が外国会社である場合　第七号様式

（五　新設）

２　前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（各号　新設）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】 （改正なし）

【平成12年6月26日 府令第65号】 （改正なし）

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　発行者が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）第二号様式

二　発行者が内国会社であつて法第五条第二項の規定による有価証券届出書を提出しようとする場合　第二号の五様式

三　発行者が外国会社である場合　第七号様式

２　前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（各号　新設）

２　前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式　を店頭売買有価証券として登録しようとする会社　で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式　の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に他の証券取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの証券業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。）で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に他の証券取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの証券業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。）で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式を上場しようとする会社又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に他の証券取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの証券業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。）で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】 （改正なし）

【平成4年7月15日 省令第58号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、　本邦の証券取引所に発行株式を上場しようとする会社又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に　他の証券取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの証券業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。）で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、証券業協会に発行株式を登録することについて当該証券業協会の承認を受けた会社又は本邦の証券取引所に発行株式を上場しようとする会社（既に発行株式が店頭売買有価証券（令第三条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である会社又は他の証券取引所に発行株式が上場されている会社を除く。）で、当該証券業協会又は当該証券取引所の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、証券業協会に発行株式を登録することについて当該証券業協会の承認を受けた会社又は本邦の証券取引所に発行株式を上場しようとする会社（既に発行株式が店頭売買有価証券（令第三条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である会社又は他の証券取引所に発行株式が上場されている会社を除く。）で、当該証券業協会又は当該証券取引所の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

（２　新設）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容等）

**第八条**　法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により有価証券届出書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

（２、３　削除）

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。

２　継続開示会社が社債発行限度暫定措置法（昭和五十二年法律第四十九号。以下同じ。）第一条の規定により商法（明治三十二年法律第四十八号。以下同じ。）第二百九十七条の規定による制限を超えて発行する担保付社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）の募集又は売出しに関し法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、前項の規定にかかわらず、第二号の二様式により作成することができる。

３　有価証券届出書を提出しようとする会社が当該提出の日前五年以前から継続して有価証券報告書を提出している場合には、当該有価証券届出書は、第一項の規定にかかわらず、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の二様式により作成することができる。

【昭和62年2月20日 省令第2号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。

２　継続開示会社が社債発行限度暫定措置法（昭和五十二年法律第四十九号。以下同じ。）第一条の規定により商法（明治三十二年法律第四十八号。以下同じ。）第二百九十七条の規定による制限を超えて発行する担保付社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）の募集又は売出しに関し法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、前項の規定にかかわらず、第二号の二様式により作成することができる。

３　有価証券届出書を提出しようとする会社が当該提出の日前五年以前から継続して有価証券報告書を提出している場合には、当該有価証券届出書は、第一項の規定にかかわらず、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の二様式により作成することができる。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。

２　継続開示会社が社債発行限度暫定措置法（昭和五十二年法律第四十九号。以下同じ。）第一条の規定により商法（明治三十二年法律第四十八号。以下同じ。）第二百九十七条の規定による制限を超えて発行する担保付社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）の募集又は売出しに関し法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、前項の規定にかかわらず、第二号の二様式により作成することができる。

（３　新設）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】 （改正なし）

【昭和56年9月25日 省令第43号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。

２　継続開示会社が社債発行限度暫定措置法（昭和五十二年法律第四十九号。以下同じ。）第一条の規定により商法（明治三十二年法律第四十八号。以下同じ。）第二百九十七条の規定による制限を超えて発行する担保付社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）の募集又は売出しに関し法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、前項の規定にかかわらず、第二号の二様式により作成することができる。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。

２　継続開示会社が社債発行限度暫定措置法（昭和五十二年法律第四十九号。以下同じ。）第一条の規定により商法（明治三十二年法律第四十八号。以下同じ。）第二百九十七条の規定による制限を超えて発行する担保附社債券（転換社債券を除く。）の募集又は売出しに関し法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、前項の規定にかかわらず、第二号の二様式により作成することができる。

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。

２　継続開示会社が社債発行限度暫定措置法（昭和五十二年法律第四十九号。以下同じ。）第一条の規定により商法（明治三十二年法律第四十八号。以下同じ。）第二百九十七条の規定による制限を超えて発行する担保附社債券（転換社債券を除く。）の募集又は売出しに関し法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、前項の規定にかかわらず、第二号の二様式により作成することができる。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。

（２　新設）

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項の規定により提出する有価証券届出書は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。

（改正前）

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項に規定する届出書（以下「有価証券届出書」という。）は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（有価証券届出書の記載内容）

**第八条**　法第五条第一項に規定する届出書（以下「有価証券届出書」という。）は、内国会社にあつては第二号様式、外国会社にあつては第七号様式により作成しなければならない。